



# 令和3年第9回邑南町議会定例会議事日程（第5号）

令和3年12月16日（木）午前9時30分開議

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 議案の討論、採決

議案第 99号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について

議案第 100号 令和3年度邑南町一般会計補正予算第10号について

議案第 101号 令和3年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について

議案第 102号 令和3年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号について

議案第 103号 令和3年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

議案第 104号 令和3年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第 105号 令和3年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号について

議案第 106号 令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第4号について

日程第4 委員会提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発委第7号 地方の情報インフラ整備の充実を求める意見書の提出について

日程第5 閉会中の継続審査または継続調査について

## 令和3年第9回邑南町議会定例会追加議事日程（第5号の追加1）

令和3年12月16日（木）

追加日程第1 町長提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第107号 令和3年度邑南町一般会計補正予算第11号について

令和3年第9回 邑南町議会定例会（第5日目）会議録

【令和3年12月16日（木）】

—— 午前9時30分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

（開議宣告）

●石橋議長（石橋純二） おはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●石橋議長（石橋純二） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。5番瀧田議員、6番平野議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

●石橋議長（石橋純二） 日程第2、一般質問。昨日に引き続き一般質問を行います。それでは、通告順位第9号中村議員登壇をお願いいたします。

（中村議員登壇）

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 11番、中村議員。

●中村議員（中村昌史） おはようございます。11番、中村昌史でございます。最終日のトップバッターを務めさせていただきます。1時間ほどお付き合いよろしく申し上げます。今回は、2点について通告をいたしております。一つは、空き家空き地などの対策について。もう1点は、法定外公共物の維持管理について。法定外公共物というのは、里道であるとか水路であるとか、地番のない赤道であるとか青線とかがっているものがございます。それについて通告をしております。通告にそって質問をしたいと思います。最初に空き家空き地対策について伺います。最初に町内の空き家の現状を教えてください。危険空き家、いわゆる空き家特措法ができてから、特定空き家ということと呼ばれております、危険空き家の数。あるいは、利用可能な空き家。空き家バンクに登録さ

れているもの。それと、これは空き家といえるかどうか微妙なんですけど、邑南町の条例でいいますと、空き家とはそこを使っていない、常時利用していないということが、空き家の条件となっておりますけども、所有者の方が利用の意思があって定期的に利用をするとか、住んでおられないけども空き家になっていないのかもしれないですが、そういったものの数がわかれば教えていただきたいと思います。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 空き家の状況についての御質問でございます。私の方からは、危機管理上危険空き家について、申し上げさせていただきます。本町では、平成25年に空き家等管理の適正化を図ることを目的に、邑南町空き家等の適正管理に関する条例を制定しています。条例制定に先立つ平成24年4月に自治会に御協力をいただき、自治会担当職員が空き家調査を実施をしております。その集計結果によりますと、年間を通じて全く管理されず、放置されている家屋等が334戸あることが確認されています。外観目視で、崩壊が始まっていると思われる家屋等が135戸あり、そのうち道路や民家に隣接し、危険又は将来危険となることが予想される家屋等が51戸、うち既に危険な空き家を30戸、確認したところでございます。条例制定に際しては、空き家がさらに増えることや空き家を放置すると倒壊などにより、町民に被害がおよぶことが懸念されることから、危険空き家等に対し、所有者に適正な管理を促すなどの基本的なルールを定めたものでございます。条例制定後の実績といたしましては、町に相談のあった39件に対しまして、適正な管理をお願いする周知文書等を送付いたしまして、うち17件において解体や応急処置等何らかの対応が行われたところではありますが、現時点における空き家の実態調査を追跡調査では行っておりませんので、現時点空き家が何件かということに関しては、実態を把握していないのが現状でございます。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 地域みらい課からは、空き家の登録状況について御説明をいたします。令和2年度末での空き家バンク登録者数は、89件でございました。このなかには登録から数年が経過し、今後の利活用が見込めない物件も見受けられましたけれども、令和3年4月に邑南町UIターン住宅相談センターの設置要綱を改正を行いまして、そのことをきっかけに全登録者に対しまして、空き家バンク新制度への登録移行の調査を実施させていただきました。その結果27件が登録を継続されました。18件は、土砂災害等の特別警戒区域にあたるため、登録の抹消をしたということでございます。そ

の他登録の辞退又は検討中のため保留という状況になっております。新しい制度になってから、今年度登録も4月以降で6件あるということで、これはすべてにおいて利活用が可能な物件でございます。議員お尋ねの所有者に活用意思がある空き家なるんですけども、賃貸という物件に関しては、ここに把握できる分ありますけど、本人さんが利活用されるものについては、把握はできてないと思っております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 件数ありがとうございました。危険空き家について、条例制定後に39件を危険空き家に認定をしたということですかいねえ。それは、最初の調査の、24年の調査の30件にプラスしてこれだけあるということでしょうか。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 24年の事前調査で出ている数値は、あくまでも邑南町の現状を把握するための調査で、自治会に協力いただいて現地を外観として見ていったなかでの調査でございます。一方条例制定後の39件につきましては、地元等からの情報提供に基づき出てきたものを職員が外観で目視をしたうえで、現状について所有者の皆さんに通知をいたしまして、対応したものと認識をしております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 条例制定後に、なかなか調査が行き届かないとか、先ほど言いました所有者に活用意思のある空き家っていうことがなかなか把握できないという状況にあるようです。現在のそういう状況に対して、それぞれで課題をどう認識されておるか。それに対する対策をどう考えておられるかを教えてください。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 空き家の現状に対する課題と対策について、申し上

げます。近年全国的に増加している空き家は、防災、防犯、衛生、景観等において、住民の生活環境に深刻な影響をおよぼしていることが、課題になっております。その対策として、邑南町が取り組んでいることを、御説明します。これまで設置しておりました、UIターン住宅相談センターを、前年度から見直しを行いまして、先ほど申し上げましたように、今年度から新たに邑南町住宅相談センターとして設置をし、町内の宅地建物取引士が在籍する事業所5社と、官民協働の仕組みを構築をしとります。この体制によりまして新規物件の事前調査を行い、利活用可能な物件かどうかの判断確認を行います。空き家バンクの精度を高めることができていると、思っております。また、地区担当制を設けておりまして、担当地区にある物件の内覧希望者の案内も、協力企業の同行をお願いしているところでございます。住宅相談センターでは空き家の利活用を中心に、住まい確保と住まい情報の提供を主な業務としておりますけれども、宅地建物取引士の協力が得られることで、賃貸、売買の手続きがスムーズに行われておりまして、今年度の成約件数は11月末までで、7件となっております。こうした官民連携による事業展開によって、移住並びに町内在住者の定住を推進して、空き家の利活用促進に確実に繋がっていると考えております。また、空き家等の対策を総合的にかつ計画的に展開するために、空き家対策の推進に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づきまして、邑南町空家等対策協議会を令和3年度中に設置する計画でございます。それによりまして、令和4年度以降には、全町での空き家調査を実施をしそのデータをもとに、邑南町空家等対策計画を策定してまいりたいと考えております。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 危険空き家の所管をしている立場から、申し上げたいと思います。最初に課題についてでございますけれども、危険な空き家については、条例に基づき所有者等への適正な管理をお願いをしているところではございますが、町外在住の所有者等にとって、解体や応急措置の費用負担は大きく、危険空き家の解消や発生抑制等の対策に積極的対応をいただけないことも多く、対策が順調に進んでいるとは言えない状況がございます。また、所有者の方が亡くなり相続人が相続を放棄し、空き家を引き続き管理すべき相続人が不在となっている空き家も多くなっているのではないかと、危惧をしております。その対策といたしましては、先ほど、地域みらい課長からの説明もございましたとおり、国の特措法に基づく邑南町空家対策計画を策定をしたうえで、空家対策協議会の設置により体制を調えたうえで、国のガイドラインに基づく空き家調査や特定空き家等の認定を行うことで、国県の空き家対策総合支援事業などの活用を行い、所有者等が講じる対策への費用負担軽減を講じることや、空き家除去など法に基づく対策を用意することによりまして、空き家対策がより総合的に推進できるようになるのではないかと考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 今、危険空き家に対してと活用の可能性のある空き家について、空き家バンクに登録されているものについての話を伺いました。私は一番重要な課題だと考えているのは、最初に話しましたように、所有者に活用意思がある空き家。空き家といえるかどうか、正確にはわからないところですけども、年に何回かは帰ってくるし仏壇やお墓もある。家もまだそんなに傷んでないので、今のままのしばらくこのままでいいんじゃないかということで、そのまま置いておられるうちが多いんだろうと思います。しかし、住宅というのは人が住まないと傷みが早いです。3年たち5年たちするとどんどん傷みが進行して、管理もだんだん困難になって、最終的には、特定空き家、危険空き家に進行してしまうことが、一番危惧される場所だろうと思います。そういう課題に対して、今、空き家バンクのことで住宅相談センターであるとか、空家対策協議会を今後設置するんだという答弁がございましたが、そういった家の適正管理の在り方であるとか、根本はその資産に対する所有者の義務、そういったところをしっかりと意識を持ってもらうことや、適正管理の在り方であるとかその家の行く末について、どうしたらいいんだろうかということ、相続された方が個人で思い悩んだりするんじゃないかという気がします。そのへんのところが、相談をできる体制が必要なんじゃないかなと、私は思っております。先ほど言われた、協議会であるとか、住宅相談センターは、課長の話だと、定住者に対する住宅をあっせんすることがメインのようですけども。それ以外にも資産の相続に関する、例えば、資産を確定をしなければいけない。相続する資産は負債も含まれますから、場合によると相続放棄ということもありうるわけですよ。これは、その時間が限定されるんですよ、確定してから。そういったことをきちんと相談ができる場所。あるいは、売却や賃貸の方法、解体の手法や経費、そういったことを相談をできる、先ほど言われた住宅をあっせんするというだけじゃなくて、そういったところまで1か所で相談できるような相談窓口が必要ではないかと、私は考えるんですが担当課のお考えはいかがでしょうか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 空き家を発生させないための対策と理解をしました。その一つの方法として、先ほどらいあげております住宅相談センターの機能があるのだと思っております。このセンターの業務は先ほど言われましたけども、UIターン者だけじゃなくて、新しい制度は町内のなかでも家を探しておられる方も対象になりますので、その方々にも紹介をしているという状況であります。あと所有者等への相談とか、啓発業務

も目的の一つにはっております。ですので、今年度はセンター内のシステムの構築を主な業務、使命としてやっておりますけども、これからは先ほど言われましたように、予備軍の方々への発信と言いますか、部分でいうと空き家の利活用相談会というものも、相談センターのなかでやっていきながら、将来どうしても管理が不十分になりかねない、あるいは不安を持っておられる方の相談は受け付けていくべきだろうと考えておりますので、そういったことがしっかり住宅相談センターのなかでできれば、無放置の空き家ということにはならないのかなと考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 私が今言いましたような機能も、必要だと認識されておるんだと感じました。今の住宅相談センターですべてがまかなえるかというところが、今後のことなんだろうと思います。ここで一つ例として、福井県美浜町にふるさと福井サポートセンターというNPO法人がございます。平成24年からNPOとして、空き家調査とか、空き家の利活用のためのマッチングとかを中心に活動を始めておられます。早くから国交省の方の空き家対策の優良事例として、取り上げられたりしておりますので、ご存じかとは思いますが。ご存じですか、美浜町ふるさと、ご存じであれば話が早いんですけども、ここでは先ほど言いました、空き家調査とかマッチングだけではなくて、所有者に寄り添う相談を行っておられます。これが先ほど言いました家の行く末、なかなか考えることがないと思うんですよ、30年先、50年先に自分の家がどうなっているんだろうかということ。あるいは相続したあとも、相続した家がどうなってるんだろうかということ。家族で相談をしながら、話し合いながら、そういったことをいろいろ考えていく決断シートも用意されています。めくるんじゃなくて大きな紙にぱっと広げて、みんなで見ながらいわゆるワークショップのような形式でできるようなものを、考えておられます。私、ふるさと福井サポートセンターを知ったのは、一昨年秋だったと思います。一度行ってみたいと思っておったんですが、コロナのことが広まって視察を受け入れないということになって、それから行く機会を逸しておるんですけども。実際に見たわけではありません。ホームページ等で確認をしたことですので、想像の部分もありますのでそのところはご容赦いただきたい。そういったものをもつって、家の行く末、結局家っていうのは活用するか、もうやめて解体するかしかないんですよ。活用するなかで、家族が使うのか、あるいは、売買であるとか譲渡であるとか賃貸とかで第三者が使うのか。その活用していかうとするのか、もうあきらめて解体をするのか、その決断を早い段階で決めていただくことが重要なんだと、このホームページのなかでも書いてございます。こういう決断シートであるとかほかにも空き家の診断ツール、先ほど総務課長が言われた特定空き家に認定するための基本的な項目ありますよね。そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態とは、どういうものか。先ほど目視でいろいろ調査をされたとおっし

やいました。そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態。適切な管理が行われないことによって著しく景観を損なっている状態。四つ目が周辺的生活環境の安全を図るために放置することが不適切である状態。こういった、特定空き家に該当するかどうかというところも含めて、i p a dを使って、判定するための空き家調査ツールを開発されております。それとGISとリンクしてデータベースを即座に作りあげるということも、用意をされております。また、先ほど言いました金銭的な面での不安に対応するために、売買や賃貸の価格であるとか解体費用であるとか、税金であるとか登記費用であるとかそういうものが、試算ができる。ざっぱく数字だそうですけども、試算ができるようなシミュレーションソフトなども用意をされているようです。そういったものをもって様々な自治体に対して、情報提供であるとかガイダンスを行ったりということも、もちろん、NPOですから、民間ですから、ただでやってくれるということではありませんが、そういったことを行っておられるようです。ほかに、先ほど地域みらい課長が、いや総務課長が言われたか、国の補助をもらう話で、令和3年度の補助の対象になったもの一覧がありますけども、そのなかにもたくさん、この近隣でいうと庄原市がワンストップ窓口を設置しましたっていう話もありますし。それから、松江市は総合計画を第二期を今策定をされているようで、来年度以降ここも相談窓口をつくりますという話がのっておりました。そういった他市町村のこういった優良な例を、しっかり参考にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 他市町村の優良事例というのは、日々私達も情報収集に努めておまして、今回の住宅相談センターの要綱改正に対しても、いろんなところの情報を取り寄せながら構築してきたと思っておりますし、島根県内でも、邑南町のような官民連携の取組んでいるのはまだできていませんで、邑南町の例は逆に島根県内では、今の宅地建物取引士あるいは業者さんとの連携でやっているというのはまだないようでして、そういった部分では先進的なことかなと思いつつながら、もう一つ議員さんがおっしゃられるように、予備軍っていうかこれからはもしかしたら空き家になりつつある、あるいは危険空き家になる可能性があるというところに関しては、ちょっとまだフォローができてないなと思っておりますので、先ほど言われました事例も参考にしながら、さらなる強化に努めていきたいと考えております。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） 危険空き家を想定した場合には、先ほど御指摘いただきましたように、議員さんおっしゃったように、相続を積極的に受け取るという意思のある方が町内にいらっしゃる場合には、そのような活用にむかっていくということが、先ほどのツール等で容易にいく、容易ではないですけれどもいくことが可能なんだと思いますが、相続放棄をされるケースも想定をする、危険空き家になっていくというのは、そちらの方のケースの方が危ないのかなと思っています。そのあたりも含めて言えば、行政でそれに対応していくということがなかなか難しいケース。民法をよくみたらうえて、相談を受けていかななくてはならないということになっていくと思いますので、そのあたり空き家対策の計画のなかでそういった様々な例を参照にしながら、邑南町としてどのように対応していくのかという部分については、検討をしていきたいなと考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 質問のなかに対策基本計画の策定はということを書いておりますが、このことについては先ほど答弁をいただきました。来年度に向けて策定をしようということのようですが、前段の協議会の話で、そこにどういったメンバーが絡んでこなければならないのかというところが、先ほどの総務課長の話だろうと思います。実際に相続をするうえで、いろいろ障害となる例がこうあげられているものもあります。これは東広島の方で対策をしている、窓口を担っている民間団体のそういったことを学ぶために、すごろくでサイコロふりながら、ここに来たら借金がありましたとかっていうのがあるスゴロクがあるんだそうです。その内容を見ますと、登記のされていない家というのがあるんです。昔ですと、今でもそうですが今は表示登記保存登記しないと、現金を用意して家を造る場合、借金をしない、ローンをくまないということであれば、抵当権の設定がいらないですから登記も昔も必要なかった。必要はあったんですが、登記をされない例も昔はまああったんだと聞きました。そういった場合にどうするのか。新たに今から表示登記を保存登記をしなきゃいけないのか、保険金を受け取ったその保険金はどうするんだとか、先ほど言いました負債が多くて相続すると負債も相続するとか、相続人の確定ができないとか、相続人に認知症の方がおられたとか、行方不明の相続人がおられたとか、こういった場合どうしたらいいんだろうかっていうことが、心配されるものがあげられているものがあります。そういったことは、先ほど言われたように法律的な専門家でないに対応できないので、弁護士さんであったり、司法書士さんであったりという方々も、ここに入ってくる必要があると思います。庄原市は、司法書士さんが筆頭になってやっておられます。そういったことを踏まえて、空き家の対策計画をしっかりと練っていただいて、基本は先ほど地域みらい課長が予備軍という言葉が使われましたが、今言った活用意思のある空き家もそうですけども、独居の高齢者の方のお宅もこれはいわば予備軍、言葉は悪いかもしれませんが、そういうことに対する対策もあわせて、考えておかなきゃならない。

先ほど言いましたふるさと福井サポートセンターでも、そういったことに取り組んでおられますが、そこで注意しなければならぬことが載っておりました。それは第三者が今独居で一人で住んでおられる、おじいさん、おばあさんところへ行って、家をどうされますかっていうことは言えないと。それはいつみれば失礼なことになる。いわゆる個人の財産ですから、あんたら関係ないだろうって言われればそれまでのことです。そういったところをフォローしていくには、地域の力が必要なんですってということも述べられておりました。そういった民間の専門家であるとか、事業者さんであるとか、そういった方々との連携もですけども、地域との連携というのが非常に大切になってくるんじゃないかと思います。ですから、そういったものを含めた協議会、それから基本計画、ということに注意をしてというか考えていついていただいたらと思います。3番目ですけども、空き家を発生させないための抜本的な対策をとということでございますが、今いった空き家かどうかわからない、所有者に活用意思のある空き家を、それも含めて空き家にならないようにするという話を、今地域みらい課長の方からも話があったところなんです。もちろんそういったこともあるんですが、抜本的に根本的に空き家の発生増加を抑えるということも、考えていかなきゃならないだろうと思います。原因の一つに核家族化、言い方悪いですが子供が親の家に住まない。これは国の政策ですけども、持ち家政策です。皆さん一国一城の主になろうということで、みんなが世帯をもつと家を建てる、そうするとそれは一代しか使わないという話になるんで、空き家になるのは当然。ずっと親と一緒に住みなさいという話ではないですが、将来的に親の家を利用する活用するんだという考え方、そういったどういふんですかねえ、邑南町の住宅マスタープランがあります。計画期間は去年まででした。新たなプランが策定されるんだと思いますが、このなかにも空き家対策ということが項目としてあげられております。ページでいうと二、三ページですけども、持ち家政策というのはこれは住宅政策じゃなかったんです、経済政策だったんです。経済を回すために、家を建てようよっていうのが持ち家政策です。本来は住宅政策というのは、どういう住宅の循環をして、資源資産としてどう将来へつないでいつて、活用していくのかっていうことを、本来住宅政策としては考えなきゃいけないことだと私は思います。そういった、住宅政策で空き家対策を考える。そういうことも必要なんじゃないかと思うんですが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 住宅政策の中に空き家政策も入れ込むということは、私は全く異論がありません。やっぱり家っていうのは住んでなんぼっていうことでありますので、いかにそれを長く住宅として使うかということが、一番の要だろうと思っています。ですから議員御指摘のように、どんどん家を持ちなさい、持ち家政策では空き家の問題は解消しないだろうと思って、同感でございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） このマスタープラン、今からたぶん作り直すじゃない新規に、去年までが計画年でした。県の住宅マスタープランも今策定中だと伺いました。町もマスタープランをまた作られるんだと思いますが、そのときには政策的に空き家をどういうふうにして、空き家を発生を防ぐのかということも、なにがしか入れ込んでいただけたらと思います。空き家空き地ということで最後になりますが、空き地について伺いたいと思います。空き地についてもこれは意見交換会で、セイタカアワダチ草が繁茂してやれんよという話を伺いました。もう人も減ってきて、わしが全部刈らにゃあいけないのじゃということも伺いました。そこでちょっと、空き地のことについてもお伺いしたいと思います。空き地についても空き家と同様、所有者がきちんと管理しなければならないというのは、これは所有者の義務、資産ですから。それが、今町内に居住されてない所有者の方が多くなってきた、きちんと管理をされないことになっているんだらうと思います。こういう町外に居住されている空き地の所有者に対して、きちんと管理の徹底を求めるべきだと思います。どういう対応が可能かも含めて、担当課の所見を伺いたいと思います。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 空き地についての御質問についてでございますが、これについて、地域みらい課で対応できそうなことについて、申し上げたいと思います。先ほどらいでています、住宅相談センターでの空き家バンクの制度ですけども、令和2年度までの制度では、空き地は取り扱っておりませんでした。今年度新たな要綱のなかでは、空き地についても取り扱うようにしております。空き地を放置せずこういったバンクの方に登録していただくということが、土地所有者さんの管理の一助になると考えております。それと議員さん答弁のなかで、協議会の話がちょっと出ていましたので、ちょっとこ付け加えさせていただきますけども、協議会で今考えているメンバーのなかには、司法書士会、土地家屋調査士会、住宅相談センターのなかの宅地建物取引士という専門家を、町内の方から選任していきたいと考えております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 空き地もバンクに登録ができるというお話でしたが、これはどんな空き地でもいいんですか。住宅地内の空き地とか限定がされるんでしょうか。

○田村地域みらい課長（田村哲） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 田村地域みらい課長。

○田村地域みらい課長（田村哲） 場所についての限定はなく、先ほどらいから官民連携でやっているという話のなかに、当然登録するかしないかっていう判断を、業者の方と一緒にみているということです。というのは今登録している物件については、家も土地もですけども、宅地建物取引士の方がみていただいて、自分のとこで管轄する意思があるものだけにしております。先ほどちょっと出ましたけども、相続の部分であるとかいろんな困難な状態のものについては、ちょっと誰も引き取り手がなくて、そういったものはバンクに登録できないことになっていますので、そういった部分は現状を把握したうえで調査をしてから登録ということになりますので、何でもかんでもということではなくて、要は取引できそうなものについて、あるいは強制ではできませんが民間の方がいい、これでもあと手続きできそうだというものに限って、登録しているということでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） ありがとうございます。私は所有者に対して、適正な管理を促すような啓発を行っていただきたいと、申し上げたいわけです。米子市では空き地の適正管理に関する条例を、今制定されようとしてあります。空き家と同じように特定空き地という考え方を入れて、今パブリックコメントされている段階かなと思いますが、そういったことも考えられるようです。要はその土地の所有者に対して、きちんと管理をしてくださいと、空き家の管理と同じように空き地についてもきちんと、管理をしてくださいということを、啓発していただきたいということでございますので、お願いをしたいと思います。時間が押してきましたが、2番目のことについて聞きたいと思います。法定外公共物、先ほど言いましたように水路とか井戸とか言われるものでございます。これらが平成27年、そのまえに一体改革で国が財産管理をして、機能管理は市町村がという、ちょっとおかしな格好だったものを、国の方から譲与するということがありまして、今は町が財産管理を行うことになっているものです。これら譲与されたものは機能を有するものとなっていますので、それらは確認をされてると思いますが、そういったものの機能の有無等の実態を把握しておられるか、それから、それらの財産管理機能管理についても、町としての考え方はどうかを、あわせてお知らせいただきたいと思います。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 国から譲与された法定外公共物の実態、機能の有無等の実態を把握しているかという、御質問でございます。法定外公共物でございますけれども、平成12年に地方分権一括法に基づきまして、国土交通省所管の、先ほど議員も御説明ございましたけれども赤道里道でございますけれども、また、青線主に水路でございますけれども、こういった法定外の公共物は、無償で市町村に譲与されております。法定外公共物とは、赤道では道路法に認定されていない道路でございます。青線とは河川法や下水道法の適用や準用のないものを申します。これらの法定外公共物でございますけれども、譲与時に法務局の備え付けの構図をもとに台帳を作成し、財産管理を行っておるところでございますけれども、通常土地には地番がついてございますけれども、赤道青線につきましては地番がついてないものが大変多うございます。そのため登記簿もございません。そういったことあるいは古くから形成されておるところもございまして、経緯等の記録もないというのが状況でございます。したがって、法定外公共物の機能の有無の実態というものにつきましては、把握ができていないのが現状でございます。それから、もう一つの御質問でございます。先ほどおっしゃいました、財産管理と機能管理についての考え方というところでございますけれども、現在財産管理につきましては、邑南町普通河川道路等条例に基づきまして、地元関係者による法定外公共物の現状変更、例えば道をコンクリートの舗装をするとか、水路を新たに据え付けるといったような形状変更が発生する場合など、町が官民境界の確認を行いまして許可事務等を行っておるところでございます。また、機能の維持管理につきましては地元住民の方にしていただいております。里道については、その道を利用する地域住民の方が維持修繕を行っていただいております。また、水路につきましては、水利組合、個人などが管理を行っていただいております。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） 機能管理については、地元をお願いをしておるという御答弁でございました。赤道や水路のことについて、そういう権利関係がどうなっているのかということ、地元の方がご存じないことが多うございます。どがすりゃあええんだらうかということ聞かれることが多うございます。できることできこと、きちんと町民の皆さんにお知らせをしていただきたい。ホームページを見ていくと、今課長答弁されたようなことが書いてありますが、なかなかそこまでたどりつけませんし、高齢者の方では難しいのかなあという気がします。それともう1点ですけどもいわゆる法定公共物、こりゃあ、町の所有、公用財産、公共用財産でございますので、一義的な責任は町が負うべきである

うと。しかし、その成り立ちや先ほど言われた国からの譲与のこと、利用者が周辺の地域住民に限定されるというようなこともあって、その箇所数や延長もかなりあるでしょうから、それらをすべて町の責任で管理するというのは、困難なことだろうと、それはわかります。そこで、一つ提案でございますが、それぞれの里道であるとか水路が、今現在果たしておる機能によってランク付けをする。例えば避難用道路になっている。道路法に該当しない道路しか、その家からは逃げるとき避難用道路がこれしかないというものであるとか、上下水道が付設されているようなもの、水路でいいますと、今はないかもしれませんが生活用水として使っておった水路、農業用水のように農閑期になると水が止まるとかっていうんじゃないくて、常に水が流れておって、洗濯であるとか、

●石橋議長（石橋純二） 中村議員、残り時間がわずかになっておりますので、簡潔にお願いします。

●中村議員（中村昌史） そういう水路、今私の思いつきでございますけども、そういった機能によってランク分けをして、ある程度のものから上は、町道や準用河川と同じレベルの管理をしていただくことはできないかということ、提案を申し上げます。あと、一分、二分でございますが、このことについて御答弁いただきたいと思っております。

●石橋議長（石橋純二） よろしいですか。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 法定外公共物の機能のランク付けという、御提案をいただきました。議員さんおっしゃられますように、地域にはそういった生活に重要な赤道等があるというところは、我々も承知しているところでございますけれども、この法定外公共物でございますけれども、先ほど議員さんも御承知のとおり数が大変多うございます。一例をあげますと日貫地区の一部でございますけれども、法定外公共物の箇所が1,300くらいございまして、邑南町全体でいきますと、数千から数万というような箇所がございます。そういったなかで、先ほど御提案というところでございますが、ランク付けというところも今の段階では大変難しいのではないかなと、思っておるところでございます。ただ機能ですけれども、例えば農業用として使われているものだったり、あるいは水路もそうですけれどもそういったものにつきましては、災害時等には、幅員の規定等もございますけれども、そういったことで機能の回復というのは、事業として成り立っておりますので、そういったことから考えますと、今のところ、個別のですねそういった対応というところで、今のところは思っているところでございます。

●中村議員（中村昌史） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 中村議員。

●中村議員（中村昌史） これを契機に、法定外公共物というものについての認識を、町民の方にももう一回もってもらおうということをお願いをいたしまして、私の質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で中村議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午前10時45分とさせていただきます。

—— 午前10時31分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。続きまして通告順位第10号、大屋議員登壇をお願いいたします。

（大屋議員登壇）

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 10番、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） おはようございます。大屋光宏です。私事ではありますが、今年の3月に子供が高校を卒業しまして、上の子以来、小学校、中学校、高校と18年間保護者でありましたが、学校とはこれで縁がなくなりまして、不思議なものでして、教育に対してすごく思い入れもあったわけですが、少し、子供が卒業しますと関わりも少なくなるとともに、熱意も冷めてくるというのは失礼ですがそうなるのが、仕方のないのかなあとっては思ってましたが、今議会の一般質問の冒頭で宮田議員さんが、小中学校のことについて聴かれまして、教育長が日和小学校の閉校の経緯から、今の邑南町教育の在り方、そして、学力等の話をされまして、改めて大事な話でありますし、機会があれば、またそういうところにもかかわっていきたくて思いましたし、日和小学校の閉校につきましては、議員になったときのすぐに起きたことでしたので、すごく思い入れもありますし、その当時に皆さんから言われた話、一般質問したこと鮮明に思い出しました。心も新たに頑張りたいと思います。生徒の保護者ではなくなったという部分はあるんですが、子供たちへのかかわりで、近年常に子供の貧困ってということには、強い関心と子供たちの未来は応援していきたいという気持ちは持っております。一度質問したいと思ってましたが、なかなか

できなかったのと、定義なり思いが皆さん一緒かどうかともいろいろあります。そこで、今回子供の貧困対策について質問をしたいんですが、令和元年6月に子どもの貧困対策法というのが改正になりました。そこで新たに市町村に対して子供の貧困対策計画の策定の努力義務が、改正により付けられました。邑南町は、子供の貧困対策計画、努力義務ではありますが、この策定なり経緯はどうなっているかを教えてください。まず、最初の質問でお願いいたします。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 子供の貧困対策計画の策定状況についての、お尋ねでございます。邑南町におきましたも、平成元年6月の子供の貧困対策法改正に伴いまして、子供の貧困対策計画は策定をさしていただいております。内閣府によりますと議員御説明のとおり、計画の策定は自治体の努力義務となっております。まずは、都道府県において努力義務、これは国が策定する子供の貧困対策に関する大綱を勘案して、そのうえで策定をするという努力義務が課せられておりまして、続いて元年6月におきまして、市町村にも努力義務が課せられまして、市町村におきましては、その計画は都道府県計画を勘案して策定するようになっております。このうち市町村の計画につきましては、それ単独の計画でも、市町村で策定済みの子ども子育て計画の一带の形でも、どちらでも可能ということでございましたので、邑南町では同じく平成元年度中に策定予定でありました、第二次邑南町子ども子育て支援事業計画に包含する形で、令和2年3月に策定をさせていただいているところでございます。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 経緯を教えてくださいました。国のホームページを見ますと、この県の計画市町村の計画がどのように策定されているかっていうのが、一覧が出ています。県は当然作られています、島根県内の自治体はすべてが作られているわけではないです。先ほどあったように県は国の大綱を勘案して、市町村は県の大綱を勘案してということで、今までの普通の流れであれば県の計画があって、ほぼそれに準じた形で作られているものだと思ってましたので、邑南町は別だててそういう計画を作るのか作られるのかと思ってました。子ども子育て計画のなかで包括的に含んだ状態ですということで、説明がありました。内容的には、たくさん書いてあるわけではないんだと思います。それはそれぞれ努力義務なので、自治体の裁量の範疇かと思えます。美郷町は単独で作られています。単独で作るべきなのかどうなのかという議論はありますし、努力なので自治体の姿

勢なのかっていうことになりませんが、一個不思議なのは努力義務である、法律で努めることとするという書き方ってというのは、行政的にはどのように捉えるのか。なぜ、作りなさいではなくて、努めるっていうのは姿勢を試されているのか、予算がつけられるのか、いろいろ思うんですが、一般的には努めるっていうことはどう解釈するか教えてください。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 小笠原福祉課長。

○小笠原福祉課長（小笠原誠治） この計画策定に至る努力義務という言葉意味というところについての、御質問でございます。一般的な努力義務について、私の方から申し述べる立場ではないと思っておりますけども、この計画の策定に関しての努力義務につきましても、国に直接確認をさせてもらったわけではございませんが、その当時の県とのやりとりのなかで今覚えているのが、市町村の規模に応じてそれぞれの事情があると、規模だけではなくてその市町村にある社会資源、例えば子供の貧困対策というところには、NPO法人というものが全国的にも、非常に大きな活躍を役割をはたしているという、その社会資源の存在の状況であったり、人口規模であったり、そういったものが大きく関係することがございますので、そのあたりで一律の義務というのが、なかなか難しいのではないかという話があったと思います。それで子供の貧困対策のもとになる、先ほども話のありました改正された対策法。これは衆議院での可決されるときに付帯決議でございますけども、そこにも市町村の策定にかかる規定は、市町村の個別の状況が十分に勘案されるようにという一節もあります。また、市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないように、というところも書かれております。そういったことで一律に義務ということにすることは、市町村にも過重な負担がかかってその市町村の実態に応じたというところが、損なわれるということもあってのことだろうと思います。ただ、そういった施策については、法律のなかにも各自治体もその責務を負うという書かれ方がしておりますので、計画の策定に限ってはそういった経緯でまず努力義務という形に落ち着いたのではないかと、思われます。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） ありがとうございます。努力義務の経緯なりがよくわかりました。子供の貧困っていうことを認めるか認めないかって、言い方がちょっと難しいですが、統計上は全国規模でみれば一定数おられるんだろう。じゃあ邑南町の中にどのくらいいてどうかっていうのは、いろんないじめにしてもそうですし、今でいう様々な障がいとかいうことについても、統計上は一定数いるのはわかるけれど、じゃあ邑南町という規

模が小さくなればどうなのか、認めがたいとかあるかもしれないがどうやって調査をする。その辺が地域事情なりそれを支援する、あわせて組織のあるなしなんだと思います。この質問の最後に、ある意味やっとなら皆さんとともにこういう子供の貧困が議論できるところまで、理解が私は進んだかなあとと思います。改めて場を設けて質問はしたいと思いますが、今子供の貧困に対して東京都とかで行われている調査だけを、紹介させてください。定義のかかわる部分ですが一般的には低所得。所得面での調査があるんだと思います。あわせて美郷町の計画のなかの調査には入っていましたが、家計のひっ迫状況。公共料金等が払えなかった経験があるかないかっていうものがあります。子供の貧困対策をなぜしなきゃいけないかっていう僕の思いの基本は、やはりお金だけの支援じゃなくて、本人ができる体験、しなければいけなかった子供時代に皆がしているけど我慢したこと。そういうことが大人になったときの自尊心なりの問題にもなるし、社会とのかかわりの問題にもなるってことで思っていましたら、東京都はその部分を、子供の体験や所有物の欠如ということ調査をしています。ちなみにすみません、15項目ありますが、15項目の内三つ以上が該当している場合が、調査上生活が困難の条件の一部になるってということです。メモとるほどのことじゃないです。聴いてください、1番が海水浴行く。2番が博物館、科学館、美術館などに行く。3番キャンプやバーベキューに行く。4番スポーツ観戦や劇場に行く。5番遊園地やテーマパークに行く。6番毎月おこずかいを渡す。7番毎年新しい洋服、靴を買う。多いので間を飛ばさせてください。そのほかでは、お誕生日のお祝いをする。子供の年齢にあった本を買う。最後に、子供が自宅で宿題をすることができる場所がある。これを聴かれますと、みんながみんなできるわけじゃないだろう。お金はあるけど時間がない人もいる。そのぐらい我慢しとる人はいっぱいいるんじゃないか。贅沢だとかあるかもしれないませんが、やっぱりこれは親としてやってあげたいけどできない。子供も我慢している。それが社会とのつながりであり負担であるってというのが、影響があるんだよと。できれば子供の貧困の問題はここまで議論ができればいいと思いますし、今邑南町は子ども条例を作られている途中です。こういうことも含めて、改めて一般質問させていただければと思っております。少しだけ皆さんとともに、この子供の貧困について理解が深まればいいと思いました。続きまして次の質問に入りたいと思いますが、A級グルメ施策の実施根拠について教えてください。A級グルメに関して質問したいとは思いますが、今何かと相手がある話が多いです。例えば、最初の質問のにつぼんA級グルメのまち連合というものがあります。これも参加自治体があるので、邑南町でどうだといっても相手のあることですので、なかなか議論が難しいとは思っていました。そういうなかでこの連合は、当初たぶん5自治体だったのが今一つ減ったんだと思うんですが、当初より参加自治体が減っていると思いますが、その経緯と理由を教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） につぼんA級グルメのまち連合の、加盟自治体減少について御説明します。につぼんA級グルメのまち連合は、平成30年11月に全国の五つの自治体、北海道鹿部町、福井県小浜市、島根県西ノ之島町、宮崎県都農町とともに設立をしました。この間東京事務所を拠点とした、人材の募集やイベントの開催、情報発信を行ってまいりました。令和2年度には、東京で人材育成を行うための事業計画が立てられておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて、東京を拠点とした取組を各自治体の往来ができず、計画の変更がなされたところです。福井県小浜市については、こうした先行きの見えない状況から、マイクロツーリズム等の独自の取組への転換が図られ、臨時の書面総会を経て令和3年3月末に連合から脱退をしておられます。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） こういうものを作られるっていうことはありながら、相手があることですので、下準備をされて予算でできたときにはいいか悪いかって言われ判断をしようにも、邑南町が反対するっていうわけにはいかないの、なかなか難しい案件だなあと感じていました。ただ、この趣旨に賛同されて参加自治体が増えれば、最初おそらく250万の負担金だったと思うんですが、参加自治体が増えれば、イベントする人件費であるとかいうところは負担が少なくなってくるので、邑南町の負担も少なくなってくるし、輪が広がることはいいことだと思いましたが、残念ながら一自治体が脱退をされているようです。脱退をするしないの判断ができる自治体はいいですが、邑南町はたぶん言い出しっぺで指導的な立場ですので、邑南町がやめますっていうことは、難しいんだと思います。次の新年度予算にこれが出たときに、邑南町も方向をかえたらどうですかっていうのは、難しいのかなあと感じています。そういうなかであわせてもう一つそういうことを思っていましたら、これも相手があって聴きにくい話だなあとはいながら、地域おこし協力隊のことです。特に耕すシェフについては予算が通過して新しい年度になったときに、今年はこの人がいますっていったときに、たとえば以前であればアグリ男子であるとかアグリ女子。あと香木の森の公園を管理する人というのもあったと思います。議会の方から一般質問等で、こういう仕事に地域おこし協力隊は使えませんかっていう質問をしますと、地域おこし協力隊っていうのは町で研修をして自立できることが前提であるということで、定義なり募集対象が決まっていたと思うんですが、耕すシェフについては毎年ちょっと違うタイプの方が入っておられる。そこを考えていくと、現時点で既に来年度の地域おこし協力隊っていうのは、募集をされて採用が決定してるんだと思います。年度内には決まるんだと思います。議会には初めて新年度予算で出てきて議論なんですけど、いいか悪いかどうかっていっても、もう相手が決まっているわけなので、人に関することなのでなかなか質問なりができません。そう思うと予算もないのに、なんで来年度の地域おこし協力隊の募集ができて採用ができるのかなと思うわけです。地域おこし協力隊はいろいろあるんで

すけど、もう耕すシェフはなぜできるか。ここに限定するのは失礼かもしれませんが、その方が話がしやすいので、次年度以降の耕すシェフの募集と採用が、なぜできるのかを教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 次年度の地域おこし協力隊耕すシェフの募集を、採用の決定について御説明をさせていただきます。まず、地域おこし協力隊の募集と採用に関する現状ですが、原則としては委嘱の前年度の段階で募集と試験、合格の内定通知を行っております。耕すシェフについては、隊員委嘱の前年6月頃から募集を開始し、9月末までを基本的に募集期間としております。10月以降書面審査と面接を行い合格の内定をしているところです。実際の委嘱期間については、議会での予算等の議決がされたあと4月1日付けで委嘱のほう行っております。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 将来にわたる地方公共団体の債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければなりません。地域おこし協力隊については、4月1日付けの委嘱をもって債務が発生するもので、募集と内定においては債務負担行為を要しないと解しております。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） おそらく行政的に一問一答であるとか、なかでいうとそういうことなんだと思います。あくまでも内定であって、予算の決定をもって採用としますっていうことですが、内定通知をもらった人は本当にそう思っているかということです。本音と建前の世界なんだと思うんです。議会に対する逃げで言えば、そういう債務負担行為はいらぬとか、毎年毎年の年度採用なり年度委嘱なので予算の通過をもってしますっていうことはできるんですけど。議会がほんとにこれに反対をしていいのかっていうことです。できませんよねえ、人のことなので。そうするとその部分っていうのは、どうするのかっていうことなんだと思います。A級グルメ連合にしても、来年の話をされてても決まるのは予算をもって決まります。議会の決定ですからっていうことだだと思います。町民

なりに説明したときに、議員さんあの予算はええけ違うことに使こうちゃんさい、反対しちゃんさいって言われても、議員に決定権あるんでしょってことです。逆になんでああいいう予算、すみません言い方がいろいろありますが、A級グルメ続けるんですか、議会が認めたからっていうことですよね。説明責任は私たちにあるわけです。決定した以上。そこは理解しています。今でも意見交換会なりでA級グルメって何なんですかって聴かれたとき、なぜ答えれないんだらうとずっと思うわけです。そうすると最後の質問ですが、A級グルメ施策をこういう形で毎年実施できる根拠は何なのか。ここなんだと思います。根拠がみんな共有できていれば、本音と建前を理解しながらきちっと必要なことだから予算で出れば認めていく、内定出しても大丈夫。予算は通るだらう、議員の皆さん町民の皆さんも、理解していただけるんだらうということなんだと思いますが、A級グルメ施策が毎年実施することができる施策的な根拠を教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） A級グルメ施策実施の根拠について、御説明をさせていただきます。現在のA級グルメ施策については、平成23年に策定した農林商工連携ビジョンによって取組を開始しました。ビジョンの期間終了後、平成28年に策定した第2次総合振興計画や、令和2年に策定した邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020のなかで、A級グルメの推進について明記されており、引き続き地産地消の推進や6次産業化を推進することとしています。第2次総合振興計画については議会での議決を経ているほか、邑南町まち・ひと・しごと創生総合戦略2020についても、議会へ報告をしております。なお、いずれも年度ごとに予算については、議会による予算の議決を経て執行をさせていただいております。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） A級グルメの始まりは、平成23年の農林商工連携ビジョンだったです。そこは理解をしています。5年たちましてそのビジョンが終わりました。確かに町の重要な計画には、A級グルメっていう言葉があって、それを推進しますってあります。じゃあA級グルメっていうのは、何でどういう目的をもって何をしていくかってことは、どこにもないわけです。私たちが知りたいのはそこなんだと思います。そこなんです。漆谷議員さんの質問のときにも、町民の理解と協働の町づくりということで、目標、指針の明確化と目標達成にかかわる施策を見える化し、さらに町民と共有していくことってありました。言葉があるからやっていいんじゃないかって、それは何なんですかっていう議

論がされてないですよってということなんです。その議論があつてはじめて議会も理解する。議決をしたから予算としてそれが出てきたときに当然内容もわかっているし、その都度審査をするものではあるけれど、債務負担行為をとらなきゃいけないかもしれないけれど、計画で皆さんが情報共有をしてるからいいわけであるけど、ここに書いてあるから、言葉があるからって言われても言葉の中身はわからないわけです。言っている意味はわかっていただけだと思います。そうすると、やはりA級グルメとは何なのか、こういう施策はどういう施策であるかっていうのを、きちんと町として改めて示される必要があるんだと思います。9月の一般質問で町長は有機農業の話のとき、この有機農業はJAS法に基づくもので認証を受けたものです。誤解をまねかないように補足をしますが、A級グルメはいずれ有機農業がA級グルメにするっていう話をされました。A級グルメがなんであるかっていうのが共有化されないさされてない。時代もかわってきたなかにこれからどうするのか、何を取り入れなきゃいけないのかっていう議論をする場がないのに、どこで決めるのかなあって思うわけです。町長は初めてそういう場で、有機農業はA級グルメの一環とすると言われたわけですが、そういうのはどこで情報共有をし理解し合うのかと思うわけです。そうすると改めて計画を作るなり議会なりの説明をしていくことが、必要だと思うんですが、その点についてどう思われるか。今の現状は理解していただけたと思います。A級グルメはなんであるかっていう議論の場、計画なりで皆さんの理解を深めることは必要だと思いますが、その点についてどう思われるか教えてください。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 寺本商工観光課長。

○寺本商工観光課長（寺本英仁） まず、A級グルメという言葉が先走りをしているイメージをもたれている御意見がある、ということでございますが、A級グルメというものは町のブランドイメージを、私は作っているものだと考えております。これによって邑南町の食と農とが非常に素晴らしいというイメージは、町外の方に認識がされているのではないかと考えております。それに含め、耕すシェフの研修制度、食の学校等、さまざまな事業をやってきました、邑南町の飲食業それから農業が活性化をしているところでございます。現在、農林商工連携ビジョンが終わりまして、後継として先ほど説明させていただきました総合振興計画やまち・ひと・しごと総合戦略、こういったビジョンのなかには明記をしておりますが、議員さんおっしゃるように、もっとA級グルメというものを深めて町民と共有していきながら、本当の邑南町のA級グルメとは何なのか議論する場は必要だと考えておりますので、こういった形で議論をしていくことが一番効果的であるか、課内でも検討してまいりたいと考えております。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 議論をして皆さんが理解があったうえで、はじめて予算とかがあって、そういう内定ですから予算が通ってからですって言えるんだと思います。債務負担行為が必要かどうかというのは、執行部側からみれば必要ありません、予算が通ればっていうことだと思いますが、自治体によっては地域おこし協力隊の採用において、債務負担行為をされている自治体もあります。それは説明が丁寧かどうかという姿勢もあると思いますので、A級グルメに関して議論をしてくださいということで、決って計画づくりに何百万っていう予算をたてて、外部に発注して計画作りしましたってことはしないでください。やはり作るのも、予算じゃなくて作り方で皆さんと議論しながら作っていくのが、町民の意見を聴きながらとかこれも意見交換会で言われましたが、計画づくりってというのは本来はまちづくり基本条例に基づいてやるべきであって、外部に委託したものを町民に諮るやり方は私たちは参加してるかどうかという、自主性をもてないって言われました。そのあたりのいまの積み重ねが、いろんな施策に対して町民のかかわりが積極的に持てない部分だと思います。是非、この部分は理解していただいて、施策の根拠、議論を深めていただければと思います。続きまして道の駅瑞穂の再整備事業につきましてです。9月にも聴きました、どのような規模になるのか。30年後まで、どういう形で道の駅を振興していくかしてって、町づくりをするのかを重点に聴きましたが、やはり総事業費がわからないなかで、そこにかかわる町の負担を借金をする。その借金の返済について、今までは基本的には12年、据置きが3年っていうことですが、この度は30年で、据置きを5年としてやりたいということでした。30年間使えて将来にもわたって利益がきちっと示されるならいいかとは思いましたが、改めてお手元にもあると思いますが、先ほどの言葉にしたものを数字にしてみました。仮に10億円、町が負担を必要なときに、それを合併特例債で借りたらどうなるかということ。金利が2%で計算してありますが決算書等見ますと、実際には0.5%から1%の範囲で、今借りることができるのかなあとありますが、あくまでもこういう雰囲気になりますってことで見ていただければと思います。当然ですが12年で返せば13年後以降の負担はありません。30年っていうことになると、12年以降も毎年1,300万から400万前後の負担があるんだと思います。今の町財政でいえば実質返さなきゃいけないのは、12年でやっても3,000万前後であるけれど、かえれば1,300万、400万。たかだか1,000万ちょっとと思うのか、ただ財政規模が将来町内の人口も減る、財政規模も減ったときに、たとえば今は130億くらいの財政規模ですが、100億をきったときに、他の投資もしなきゃいけないときに、この1,000万ちょっとというのは、今の1,000万と将来の1,000万は一緒なんだろうかっていう不安があります。そういう意味で一つ目の質問は、将来的に邑南町が人口等が減っていくなかで、長期の返済ってというのは将来負担が非常に大きいと心配しますが、町はどのように考えておられるか聴きたいと思います。あわせてすみません、続けて2番目もしたいと思うんですが、現在は5億円を超える借金を町がする場合は、将来返さなければいけないものを事前に積んで負担がないようにされています。

これをするかしないかもあるんですが、現在は将来の負担分の積み立てもしない償還も延ばす、すべて、将来先々で返していくっていうことですが、そうじゃなくて積立てはしないけど、償還も今までどおりの12年で償還することはできないのか。選択肢としてはこれも一つあるんだと思いますが、これを選択することはなぜできないのかっていうのを二つ通告をしてますんで、二ついっぺんに答えていただければと思います。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 道の駅瑞穂整備事業にかかる起債の償還年数が長期になることによる、財政への影響について説明をいたします。はじめに議員が作成された資料でございますが、金利2%で作成をされておられます。これによりますとこの表の右下に5,700万という数字がございますが、12年償還より30年償還の方が、5,700万円実質償還額が多くなるということになります。実際の利率ですが、今議員0.5%から1%の範囲内とおっしゃられましたが、0.4%程度でございます。仮に0.4%で計算した場合はこの5,700万円という差は、約1,100万円くらいに縮まりますので、説明をさせていただきました。本題に戻りまして、はじめに償還期間を30年とした理由を説明をさせていただきます。邑南町では現在道の駅瑞穂整備事業のほかに、大型事業としまして邑智病院の建築の負担金、石見中学校改築工事を計画しています。これらの実施に伴う財政負担を予測したところ実質公債費比率、公債費、起債の返済償還にあたる費用でございますが、その比率の上昇あるいは起債発行額を5億円を超える場合は、その超える部分を将来の負担に備えて減債基金、貯金をするわけでございますが、それが困難いことの懸念が生じました。また、大型事業を12年の期間で償還する場合、国からの70%の交付税措置を差し引いても、単年度の一般財源の負担が大きくなりまして、大型事業を実施するためにほかの必要な事業が実施できない可能性もあるんじゃないかと、心配いたしました。このような懸念事項に対処するため、これまでの財政運営方針をこの三つの事業に限定して見直しまして、償還期間を12年から30年として、単年度の償還額をおさえることとしたものでございます。将来的に財政規模が縮小するので、長期の償還が財政に与える影響が大きくなるんじゃないかという御指摘でございます。償還期間を長くしたことによりまして、単年度の償還額も低くなります。財政が縮小する規模の予測というのはなかなか難しいんですが、引き続き様々な角度から財政状況を注意してみたい、健全な財政運営に努めてまいりたいと思います。それから、二つ目でございます。償還期間が長期となることで利息部分の負担が増加することは、御指摘のとおりでございます。先ほども説明しましたように、今回の措置は、単年度の償還額を償還額の負担を抑えたいというもので、見直しをしたものでございます。議員が作成された、12年償還と30年償還の年度ごとの数字を少し比較してみますと、例えば第4年度、第5年度は、償還額の合計で約1億円の差が、12年償還と30年償還を比べたときにですね。一般財源による

実質償還額も約3,100万円ほど、12年償還の方が負担が大きくなっております。第6年度以降におきましても、償還額合計で5,500万円から6,300万円の差、実質償還額も1,700万円から1,900万円の差。その差ほど12年償還の方が単年度の負担が大きくなると、しかもこれは三つの大型事業のうち道の駅瑞穂だけの数字となっております。第12年度までの差ではございますが、実質公債費比率が現在15%と高い状態でございます。また、財政力指数も低い我が町の財政状況にとっては、この償還額の差は、非常に厳しいものがあると考えています。30年を償還期間とすることについて御理解をいただければと思います。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 基本的には単年度の負担を減らすってことです。それを減らさなきゃいけない理由ってというのは、実質公債費比率とかの財政に関する指標のことがあるんだと思います。昨年の6月のときに一般質問で今回のコロナ禍において、邑南町がなかなか先手をうって対策がうてない。その原因は財政調整基金、普段使う運転資金というか自由に使えるお金がないからじゃないですかって、質問をしました。非常に厳しいなかで大型事業を三つ行うってことは、先々のことに関しても財政運営上非常に心配をするところだったので、少し大型事業を見直すなり、ずらして行うなり何かできませんかっていうことを言いましたところ、町長は財源の裏付けをもってきちっと進めていくと言われました。そういうなかで財源の裏付けが、今回の償還方法をかえることが財源の裏付けなのか。私たちもいろんな判断をしなきゃいけないわけですが、まず、その償還方法をかえるっていうことが、財源の裏付けなのかっていうことに対してどう思われるか、答弁をお願いします。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 今回の償還期間を長期とした措置について、これは財源の裏付けになるかどうかというところでございます。大型事業を実施するうえでの、財政財源の裏付けですが様々な手法がございます。補助金や交付金、負担金の確保、あるいは基金の活用、この度御議論いただいております起債もその一つでございます。ここまでは財源の裏付けということになろうかと思えます。御質問の今回の償還方法の変更につきましては、起債の償還の単年度の負担を減らすための財政運営上の方針、あるいは財政規律といったものの見直しと考えておりますので、財源の裏付けとは切り離して捉えるべきと考えています。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） すみません、何を聴けばと思っしてしまいました。財源の裏付けかどうかっていうところですが、今大型事業が三つっていうなかで、邑智病院、石見中学校っていうのは、住民の皆さんも大きな反発はないです。世代が超えても必要なものですし長く必要なもの、町としての絶対的な必要なものっていうものがあります。ただ、道の駅瑞穂については、そこまで借金の償還を長くしてまでしなきゃいけないのか、いろいろ調べますと、町がものを建てたりするときにやっぱり起債借金ができるものっていうのは決まっています。公共施設でないといけないっていうところもあります。将来、小学校、中学校、向こう30年間で、ひとつも建替えしなくていいわけじゃないと思います。そういう絶対必要的なものもあります。そういう意味で、将来負担っていうのは極力減らしておかなければいけない。道の駅瑞穂でそこまでしていいのかっていう思いがあります。道の駅瑞穂の問題で、なぜこんなにこだわってっていうことになるかと、先ほどのA級グルメも一緒ですが、道の駅瑞穂は一番最初に基本構想を作って基本計画を作りました。本来であれば、そこですべての調査や建物の大まかな配置図、収支計画なり来客予想、交通量、必要なものすべてそこで調査をして計画としてのせ、皆さんにその理解を得ていただいて進んでいくものですが、今回は途中で場所がかわったっていうのが一つあります。あわせて場所が変わっただけならいいけれど、今の規模ともかわっています。そうすると場所も規模も当然事業費もかわってきたなかで、このまま進めていいのか。住民の間にもやはり一定の年数がたつなかで、早くしてほしいって議論も意見もありますし、だんだん様子がわかってきたらそこまではっていうこともあります。それらを踏まえますと私自身もこのまま事業を進めてよいかと疑問に思うわけですが、今の状況で何も情報がないなかで非常に不安なんですけど、町としては、どのように思っておられるかを教えてください。

○白須財務課長（白須寿） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） はい。白須財務課長。

○白須財務課長（白須寿） 先ほど議員の方から財源の裏付けといった御質問をいただいて、説明をさせていただきました。その御質問に関連しまして、道の駅瑞穂整備事業の総事業費などをここで説明をさせていただきます。令和3年9月議会におきまして、令和4年度以降実施する建築と外構工事、備品整備などにかかる総事業費を15億9,000万円と説明しておりますが、それに加えて令和3年度に予算計上している用地費や補償費、あるいは令和4年度以降実施予定の造成工事、それから除雪対策のロードヒーティング工事、これらを含めると全体事業費は、約29億2,000万円となります。財源として

は国の交付金を約10億3,700万円。県の負担金約6億6,800万円。起債を10億8,900万円。残り1億2,600万円を、一般財源と考えております。起債につきましては、合併特例債を予定しています。合併特例債は、令和3年度末の起債可能予定枠が約42億円ございます。石見中学校改築で約28億円。道の駅瑞穂で先ほど申しました約10億8,900万円でございますが、これも42億円の枠内でございます。なお10億8,900万円の7割は、償還のときに交付税措置されますので、町の実質負担額は、3億2,670万円となります。約でございます。また総事業費のうち約1億2,600万円の一般財源を用いますが、これについては基金の目的にもよりますが、基金も活用していきたいと考えております。これらの数字をもとに、中期財政計画のシートにあてはめて今後の実質公債費比率などの推移も予測をしております。それによりますと今後10年間は14%から15%、現在の水準で推移するんじゃないかと、予測を立てているところでございます。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 非常に大型事業です。前回の質問したときに、建物の予算等最大見積もってこのくらいというお話をいただきまして、それらを足していくと25億から30億の間かなあと思いました。償還の数字をたまたま10億って作ったのは、ただたんにわかりがいいからって作っただけです。根拠があったわけじゃないですが、借りなきゃいけないのが5億になれば、ただ半分にするればいいってわかりやすいために作っただけです。ただ、非常に大きな負担だと思います。本来であれば基本構想実施計画などのときに町民説明等がされる、そういう資料を見ればわかるわけですが、今回は、元々あった計画との、倍の予算、事業費になるわけです。それらを踏まえますと、改めて説明をしなければいけない、理解を得なければいけないと思うんですが、町長は、今改めて事業費等もできました。昨日も皆さんに説明できる段階になりましたって言われました。今後、この大型事業をどのように説明される予定なのか教えてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 大型事業が三つ重なることについて、住民の方々のいろんな御心配というのは当然あると思います。できるだけ固まった段階で早く地域に出かけて、詳細の説明をしていきたいと思っております。道の駅瑞穂についても、今財務課長が言いましたように、これをやったからといって実質公債費比率がいきなり18%になって、県の指導を受けるようなことには相ならんだろうと。やっぱり有利な起債、財源の裏付け

をもってやっていくことが、ある程度おわかりになったのではないかなと思っております。私は道の駅瑞穂を何のためにやるのかということ、今からまだまだ十分に説明をしていかなきゃいけない部分でありますけども、9月議会のときに大屋議員さんからいろいろとこれに関する質問をいただきました。私はいいお互いの質問戦ができたかなあと感じております。その中で大屋議員さんが指摘された二つのことが私印象に残っておりますけども、一つは、やはり中心になるであろう産直市に対しての、大屋議員さんからの様々な御提案があったということをお記憶しております。二つ目には大屋議員さんから言われた言葉として、30年後を見据えた持続可能性と先見性、先進性があるのかどうかということでもあります。私は今回の道の駅瑞穂の再整備については、持続可能性、先見性、先進性があると今思っておりますが、それはやはり12地区を結ぶということが基本になるんだろうと思います。こういうところを考えての道の駅が今、じゃあ全国にどれだけあるだろうかというのは私はあまりないであろうと、邑南町はもう数年前から地区別戦略やりながら、各12地区がそれぞれ一人負けあるいは一人勝ちしないように、全体を、やっぱり地区全体をそれぞれ活発にやっていくということが、今取り組んでおりますが今回の道の駅の再整備について12地区を結んで、人、もの、情報、あるいは交通こういったものを好循環をさらに進めていこうということで、これが町全体の活性化につながるというのを、私は確信をさせていただいております。これが私の持続可能性、あるいは先見性、先進性につながるのではないかなあと、今思っております。そういったことを住民の皆さん方には、強く詳しく説明をしていきたいなあと感じております。さらには二つ目のことでありますけれども、財政的な裏付けであります、有利な起債として合併特例債を、今42億かかえております。これを石見中学校とあわせてしっかりやっけいこうと、これは令和6年までにという期限があるわけでございます。そういうなかで実質公債費比率は、財務課長言いましたように十四、五%で推移をしていく見込みもたてております。三つ目には県との関係であります。知事と邑南町とのいわゆる良好関係あるいは信頼関係というのが、今現実にあるわけございまして、知事にも毎年道の駅の再整備の要望を行ってきた経緯がございまして、そういったなかで、県の御努力御協力のなかで、県の応分の負担というものが得られることが、だいたい決まってきたというのが今の現状ではないかと思っております。大屋議員さんが言われるように将来への投資ということをお考えますと、邑智病院の建替えは、安心、安全に対する未来への投資であり、石見中学校の建替えについては、教育環境のさらなる向上に対する未来への投資であり、道の駅の再整備については、経済効果のさらなる向上あるいは地域づくりに資する未来への投資、ということで考えておりますので、私は道の駅も含めてこの大型事業は今しかないそういう思いで進めていきたいと思っております。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 道の駅の必要性等を町長の思いのなかで、しゃべっていただきました。今回あえて償還表を出していろいろな話をしたところは、根本はやっぱりお互い間違っとなるかなあと思う点です。それは町長も言われたとおり、有利な起債を借りて実質公債費比率も抑えている、じゃなくて償還方法を変えたから抑えている。お金があるわけじゃないんだよ。償還方法を変えたから、打ち出の小づちみたいにお金がういてきたんじゃないよって言うのは、きちっと議員も皆さん理解しなきゃいけないんだと思っています。それほど財政が厳しいなかでやるんだよ。だから、事業費にしても極力抑える努力をしなければ、実質公債費比率あがってないからいいでしょ、じゃないんですよ。あげないように細工をただけなんですよね。そこが、まず理解をしたうえで説明をしなきゃいけないんだと思います。今までは予算書って言うのは、僕もいろんな立場で予算を出す立場にもなりました。すべてがすべてチェックできるわけじゃないけれど、信頼関係って言うのがあるんだと思います。大型事業についても、財政規律年間の借金する限度は5億だよ、それを超える場合は将来の負担がないように、あらかじめ返す金額を積み立てておくんだよ、あと実質公債費比率等の財政指標があるから、そのなかでされているから大丈夫だろうということであるけれど、今回はそのなかにおさめるための細工をしてあるというのは、理解をしなきゃいけないんだと思います。30億って言う規模に対しても、不思議と全国の道の駅の今の建てられているところをみますと、近いところでいうと大田です。どこも本当に似たような基本構想、基本計画を作っています。似てるって言うのは調査内容なり項目が似ている。そこに数値を当てはめていって建てる。ほぼほぼおそらく金額も真似してるんだと思います。15億から18億程度です。規模も似ています。邑南町の規模大きいですよっていったときに、ほかの町とそんなに特別大きいわけじゃないですって言われたとおり、大きくないです。ただ事業費は倍です。そこに来お客さんの数でいうと規模は大小あるけれど、やはり15億、16億ってあたりになると、来客数が80万であるとか、売上げが8億前後とか、少ないところは少なくあるけど、それでも成り立つ指標を出されています。そういう面からみても邑南町の財政規模からみても、30億の道の駅が本当に必要なのか。周辺の道の駅に比べても倍の事業費で本当にいいのか。ロードヒーティングって言う特別な部分あるのは理解します。それらを含めると、あわせてやはり丁寧な説明が必要であって、ホームページ等で探すと、どこもダイジェスト版を作られて、こういう道の駅になりますよ、来客の予定はこういうの見込んでます、皆さんの疑問に対してはこういうふうに答えますって。例えば、ランニングコストは大丈夫なのか。建設費はいくらなのか。町の負担はどの程度になるのか。今後の建設までのスケジュールはどんなのか。皆さんが知りたいことを一枚なり二枚の紙にまとめて、広報に載せるなり、きちっと説明をされています。私たち議員もまずはそういう説明をして欲しいと思いますが、スケジュールを見ると非常にきついです。そうすると町はどこで説明をしてくれるかって、これ最後に聴かせてください。もう既に3月には来年度予算が出てきます。できればそれまでに説明するのか、来年度に入って住民説明をしたうえで、改めて必要な予算を9月に出すと説明と予算が一緒になってしまうと、やはり町民も不安なり不信感をもつと思うんです。丁寧な説明はどこでされて、予算措置とどのような兼ね合いをもっていく

のか。できれば説明をしたのちに予算措置をしてほしいと思いますが、それが可能かどうか聴かせてください。

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。時間がまいっておりますので、簡潔にお願いいたします。

○石橋町長（石橋良治） 今まで、なかなか説明できなかつたっていう部分は、御理解いただきたいと思います。要は用地の問題もあったわけではありますが。そのへんが固まってくる見通しのなかで、やはりこれは早く説明していかなきゃならんと考えますと、私の思いでは、やっぱり1月くらいにはその準備に入って、1月の末くらいまでには住民の方々に方法は別にしても、御理解いただくような場を設けていきたいなと思っています。3月議会に間に合うように、是非進めていきたいなと考えております。

●大屋議員（大屋光宏） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） いずれにしても、今まで説明する場面がありませんでした。説明にしっかり時間をとっていただいて、理解をしていただいたうえで予算措置をする。3月に間に合わなければ6月でもいいと思います。その説明があつてはじめてその後の事業が進んでいくんだと思いますので、その点をお願いして理解をしていただいたと思いますので、進めていただければと思います。以上をもちまして今回の一般質問を終わります。ありがとうございました。

●石橋議長（石橋純二） 以上で大屋議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩に入らせていただきます。再開は、午後1時15分とさせていただきます。

——午前11時46分 休憩 ——

——午後 1時15分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（ 日程第3 議案の討論・採決 ）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。日程第3 議案の討論・採決。これより、議案の討論・採決に入ります。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交

互に行います。議案第99号、邑南町国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第99号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) はい、全員賛成。したがって、議案第99号、邑南町国民健康保険条例の一部改正についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第100号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第10号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第100号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) はい、全員賛成。したがって、議案第100号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第10号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第101号、令和3年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第101号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) はい、全員賛成。したがって、議案第101号、令和3年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第102号、令和3年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第102号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長(石橋純二) はい、全員賛成。したがって、議案第102号、令和3年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第2号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長(石橋純二) 続きまして、議案第103号、令和3年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長(石橋純二) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

す。議案第103号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、議案第103号、令和3年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第104号、令和3年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第104号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、議案第104号、令和3年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二） 続きまして、議案第105号、令和3年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第105号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、議案第105号、令和3年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第2号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　続きますして、議案第106号、令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第4号についてに対する討論を行います。反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　賛成討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第106号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二）　　はい、全員賛成。したがって、議案第106号、令和3年度邑南町水道事業会計補正予算第4号についてにつきましては、原案のとおり決定いたしました。

●石橋議長（石橋純二）　　ここで、暫時休憩とさせていただきます

—— 午後 1時22分 休憩 ——

（追加日程1 第5号の追加1配布）

—— 午後 1時24分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（追加日程第1 町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決）

●石橋議長（石橋純二）　　再開をいたします。ただいま、町長から、議案第107号令和3年度邑南町一般会計補正予算第11号について、議案が提出されました。お諮りをいたします。議案第107号の議案1件を、日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、ただちに議題としたいと思っております。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二）　　異議なしと認めます。したがって、議案第107号の議案1件を、日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題とすることに決定をいたしました。

●石橋議長（石橋純二） 追加日程第1、町長提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決に入ります。議案第107の議案1件を、上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます

~~~~~○~~~~~

（提案理由説明）

○石橋町長（石橋良治） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 石橋町長。

○石橋町長（石橋良治） 議案第107号の提案理由説明を御説明申し上げます。議案第107号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第11号は歳入歳出それぞれ5億766万5,000円を追加するものでございます。議案の詳細につきましてはお手元に議案の詳細説明資料をお配りしておりますのでご確認ください。

●石橋議長（石橋純二） 以上で、提出者からの提案理由の説明は、終了いたしました。ここで、休憩とさせていただきます。

—— 午後 1時25分 休憩 ——

●井上事務局長（井上義博） 失礼いたします。1時35分より全員協議会を開催いたします。議員の皆様は大会議室のほうにお集まりください。

—— 午後 2時35分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

（議案の質疑）

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。これより、質疑に入ります。質疑の際は、あらかじめページ数を示して、これを行っていただきますようお願いいたします。議案第107号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第11号についてに対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

●宮田議員（宮田博） 議長。

●石橋議長（石橋純二） はい、宮田議員。

●宮田議員（宮田博） 確認ということでお願いします。7ページ、2款のなかの6項の企画費で公有財産の購入、道の駅の関係でございしますが、今回、補正で8,400万の補正が組まれておりますが、これの当初の6億2,800万あまりはこれは設計料等々じゃなかったかなと思いますが、これはおいとしまして、その補償費、これがないとこの事業が前に進まないということも十分理解はできますが、一つ懸念があるのは、この補償費、これの承認をしたことで全体事業、今後の全体事業についても承認をするということになっては、つなげてもらってもいけないがなど。ですから、今後の事業というのはその都度審議してまた変更等もあり得るといふことなのか、そのあたりのところの確認ということで御答弁をお願いします。

○日高副町長（日高輝和） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 今回の用地取得あるいは補償の関係で、今後の計画等もそのままいくのかという御質問だと思います。回答といたしますと、その都度その都度予算は審議していただくことでございしますので、今回の用地取得が全てあとのことを決定することではございません。これまでいろいろと丁寧に説明はしてきたつもりではございますけれども、この間用地の状況がかわったりとか、実際にはそれぞれそのたんびに検討委員会を行い、それから常任委員会に諮り、説明はしてきたと思っておりますが、やはりちょっとそのへんの、議会の改選等もあつたりした経緯もありますし、全て先ほどの大屋議員さんの質問にもありましたように、住民の皆さんに全て説明しながらやってきたということではございませんけれども、私どもとしましては、その都度その都度丁寧に説明してきたと思っております。そういう中で今回これまで議員の皆さんからも、まず用地のことはどうなんだと、用地のところをしっかりとしないかと、事業の前へは全然進まないじゃないかということもいただいております。地域の方々にもいろいろ御理解をいただきながら、ここにこぎ着けていると考えております。まずは今回提案をさせていただいております用地の問題、それから補償費の問題について御理解をいただいたうえで、今後また、承認でありますとかあるいはもちろん設計基本計画、基本設計、用地造成と予算をお願いするようになってきますので、引き続き説明は丁寧にさせていただきたいと思っておりますので、まずはこの用地あるいは補償費については、御理解をいただきたいということでございます。

●石橋議長（石橋純二） よろしゅうございますか。はい、ほかにございませんでしょうか。はい、大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 二つお願いします。全協でもまだ聞くんかと思わないでください。追加で出るのはわかっていながら、いろいろ説明をいただいておりますが、一つ

一つがなかなか消化しきれない。一つは、道の駅瑞穂の整備事業です。先ほど宮田議員が質問されたところです。事業費もわからないのによって言ったところ一般質問のところ、事業費それに基づく財源等も示されました。思っていた以上に大きな事業で、それが消化しきれないのは現実で、先ほど宮田議員が聞かれたとおり、これを認めれば全部を認めることになるのによって質問したところ、その都度の予算ですって言われたのですごく安心をしたところです。議会のなかでも全容が出ないので議論ができないっていうところもありましたし、当初予算を認めたんだからいいだろう、これを認めたでしよって言われ続けるのかなとすごく悩んでおりました。ちょっと事務的なことを教えていただきたいんですが、用地を取得した後は農地転用がありますってことだったのですが、最終的に令和6年の末までに完成させるというなかで、非常にタイトな日程かと思うんですが、この用地に関して、来年の以降建物の撤去なり場合によっては、用地造成等も変更していくんだよっていうことだったのですが、その間に、例えば比較的1ヘクタールを超えている大規模な用地だと思うんですが、開発許可であるとか、そういう農地転用なりとか造成に入るまでにどういう事務手続きがいるのか、許認可の関係はどの程度あるのか教えてください。

○上田建設課長（上田修） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 上田建設課長。

○上田建設課長（上田修） 用地取得あるいは補償ののちの話でございますけども、許認可につきましては先ほど大屋議員さんおっしゃいましたように、1ヘクタールを超える面積の開発でございますので、開発行為っていうことが起こってまいります。現在、建築あるいは造成の設計のほうをやっております。それが固まってから開発の協議をさせていただきます。おおむね1か月から2か月というところが、そういった許可がおりるところで承知をしてございます。ですので、来年の造成には影響がないというふうに承知をしてございます。また、農地転用でございますけども、全協のところでもお話をさせていただきましたけども、農業振興地域外というところでございますして、転用にはさほど時間を要しないというところは承知をしておるところでございます。また、埋蔵物と文化財の関係でございますけども、事前に教育委員会とも協議をさせていただきますして、もともとの宅地あるいは道路用地また店舗というところで、そういった文化財のほうはないだろうということではございますけども、当然造成のときには試掘ということで検査をしていただいて、という予定となっております。そういったところを含めますと、今の予定でいきますとお盆明けの9月8月ぐらいまでには、そういった造成に取りかけられるような準備ができるんだろうと、考えてございます。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 一般質問の時にもお願いをしましたができればきちっとした

説明なり、議会のなかでも議論をしたいと思います。そういう時間が欲しいと思います。先ほどあったとおりのいろいろな協議をして、最終的には8月9月でしたか、造成には入れるようになっていこうとすれば6月の補正で、もしかして間に合うのかなって勝手なことを思いました。今回、この議案がいろいろ事情があって追加で出ているんだと思います。1月に入っての補正でもいいんじゃないか、いろいろなことを思いました。議会もこうやって早い段階で議論によって協力したのであれば、その協力した時間っていうのはできればやっぱり住民説明にしっかりまわしてほしい。議論をする時間がほしい。町長は3月の当初に出せるように1月、2月って言われましたが、議会報等出て住民が一般質問みたりするのも1月から2月です。そういうのも踏まえて、改めて事業の進捗等につきまして概要についてしっかり説明する時間とかとれるかどうかの、答弁が一ついただきたいです。それとすみません、安心しきってもう1個聞きたいこと忘れていました。3回のうちの1回なので許してください。10ページ、11ページの災害備蓄品整備事業費教えてください。パソコンを3台買って、電気自動車があれば災害時に電気が使えるってことなんですが、図とかをみると、例えば公民館のような避難所で、その建物の電気が電気自動車が来ればつくのか公民館とかで使えるのか、勘違いっていうかよくわからないんです。もともと災害時は何らかの電源があって、このパソコンっていうのはメインになるのか、補助的なものになるのか、どういう位置づけなのか教えてください。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） このたび提案をしております、パワーコンディショナーに関しましては、これは予備的なものと考えております。説明もさせていただいたと思いますが、電気自動車による電気のバケツリレーのようなことを、今後やっていくということ想定しつつ、予備的電源を確保したいと思っております。ほかにも燃料の発電機等も備えておりますので、そういったことも検討して活用していく必要があると思います。それとエネルギー政策全体が調ってくれば、基本的にはそういう公共施設等というのは可搬型ではなくて、固定型のそういった設備を調えることによって、現在その設備に備わっている空調であるとかっていうものが、稼働するようにしていくというのが基本的には理想だと思いますし、その際の蓄電池の代わりに自動車の蓄電池が、現在は価格的に非常に有利であることから、この取り組みがあるものと承知をしております。

●石橋議長（石橋純二） 日高副町長。

○日高副町長（日高輝和） 道の駅の事業費、それから予算の関係でございますが、今現在建物本体の基本設計中でございます。基本設計のなかで、もう少し詳細が固まっていく部分もありますし、詳細が固まることに対して、また住民の皆さんとも意見交換もあろ

うと思います。先ほど一般質問のところでも全体事業費を財務課長のほうから申し上げましたけども、これはあくまでも概算でございます。私どもとすれば、あまりひとり歩きしていただくのはどうかということがありますので、その都度その都度しっかり固まったものを皆さんに見ていただきながらと考えております。もちろん3月の議会でもお願いしなければいけない部分というのは、当然出てくるとは思いますけどもそのお願いするところでは、さらに詳細に予算の内容が明確になっていくと思っておりますので、それに向けて努力したいと思っておりますし、そのなかで今日お示ししました概算予算も含めて、どういうふうになら今後になっていくかということもあると思っておりますので、丁寧に説明させていただきながらと考えております。よろしく申し上げます。

●石橋議長（石橋純二） 大屋議員。

●大屋議員（大屋光宏） 一般質問のなかで事業費が出たときに、あくまでも財政上で最大限の見積もりでということ、ちょっと捉え方をどう捉えていいかわからなかったもので、それ以上踏み込みませんでした。状況は重々承知してありますので、また固まり次第きちっとした説明をしていただいて、その都度の判断ということで判断材料として出していただければと思います。すみませんパソコンですけど、僕総務教民の委員じゃないので、おそらく初めて聞きました。それなりに調べたつもりです。電気のバケツリレーっていうのもよくわかるんですが、時期尚早じゃないのかな。町内に電気自動車の充電場所がないって行くこともありますし、積雪時等いろんなことを考えれば、発電機がたくさんあって燃料をきちっと確保してたほうがいいんじゃないかなと、思うわけです。それがこうやって今の時期にこれが必要だよっていうのは、もうちょっと説明をしていただきたいんですが、お願いできますでしょうか。

○三上総務課長（三上直樹） 議長、番外。

●石橋議長（石橋純二） 三上総務課長。

○三上総務課長（三上直樹） なぜこの時期かという御質問なんだと思います。邑南町においても積雪のときの停電によりまして、発電装置が必要になることもありました。そういったなかで発電機等を、必要なところに運ぶことも大雪のなかでありました。そういった時に、自動車が移動できるかということもあろうかと思っております。この取り組みに関しましては、邑南町だけがやっているということではなくて、全国的ないわゆる電気の確保というところのなかで、自動車メーカー及びそのディーラーあたりが、多くのメーカーさんがこういった方式の提案をされて、自治体との協力のなかで会社としての協力体制を調べますということでございます。今現在、うちのなかで公用車を電気自動車にしようかと、明確に申し上げているわけではございません。ただ、うちの町にも電気自動車の供給を実際に受けておりまして、これ無償で貸与していただいたものを活用させていただ

ております。邑智郡内でもかなり電気自動車が普及をしてきておりまして、それは各家庭の電源とつなぐことによって、電気自動車を蓄電池として使っておられる家庭も増えてきておるようでございます。そういった実態のなかから、先ほどもあるようなバケツリレーができる環境が調いつつあるんだと思ってます。それと自動車メーカーについても、邑南町は元々マツダさんとも自動車の供給をいただいたり、そういう意味ではマツダさんとの協議も進めております。島根県においては、トヨタさんと新しくその協定を結ばれておりまして、邑南町にも紹介をいただいております。そういった意味で環境が調いつつあるので、元々電源確保は非常に大きな課題だと思っておりましたので、今回提案にいたったところです。それは全国的な展開のなかでちょうどタイミングがあったということで、御理解をいただければと思います。

●石橋議長（石橋純二） よろしいですか。はい、ほかにございませんでしょうか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、議案第107号の質疑を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### （ 議案の討論・採決 ）

●石橋議長（石橋純二） これより、討論、採決に入ります。議案第107号 令和3年度邑南町一般会計補正予算第11号についてに対する討論を行います。討論は、反対討論から始め、賛成討論、反対討論と交互に行います。

●石橋議長（石橋純二） はじめに、反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

●瀧田議員（瀧田均） 5番。

●石橋議長（石橋純二） 5番、瀧田議員。

●瀧田議員（瀧田均） 5番議員の瀧田均です。議案第107号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第11号について、賛成の立場で討論をいたします。今定例会の本日最終日に上程されました、令和3年度一般会計補正予算第11号は、現207回臨時国会で議論が交わされてきました、子育て世帯への臨時特別給付金について年内の現金一括給付が容認され

たことから、邑南町は将来を担う子供たちを力強く支援する観点で、子育て世帯に今年中に児童一人あたり10万円を支給する、給付事業費が1億3,550万円予算計上されました。また、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金については、生活困窮者世帯の生活や暮らしの支援をすみやかに行うための給付事業費として、1世帯あたり10万円を支給する給付金が総額で2億140万円予算計上されております。さらに灯油や電気料の高騰により暖房費の家計への負担が大きいと思われる、生活困窮生態への1世帯あたり1万5,000円を支給する支援金として、邑南町暖房費等助成事業費2,461万8,000円が予算計上されています。いずれも新型コロナウイルス感染症が長期化し、さまざまな困難に直面されている町民生活への支援に配慮されたものと、理解しているところです。一方アフターコロナを見据えた、経済活動や地域活動の復興に備えた条件整備への支援策については、邑南町農産物生産継続支援給付金給付事業費として3,734万4,000円予算計上されており、米をはじめとする農産物の価格低下等により、農業者の来年度以降の営農意欲低下をまねかないための対策として、10アールあたり3,000円が支給される支援策が示されています。そのほか、大きな影響を受けている観光の振興に対する事業や、コロナ禍でも地域活動などが安心して行える機器整備等を、身近な公民館で行えるための整備事業にも予算計上されており、町内全般を見据えた各事業案を評価するものであります。昨今、町民の皆さんにも感心の高い道の駅瑞穂再整備事業については、地域の活性化や農業所得の向上等、町民のさまざまな期待が込められた事業であり、今定例会で事業実施に向けた必要な予算が確保されたものとなっています。道の駅瑞穂の計画用地において、島根県と連携し土地購入費と補償費算定のための調査が行われてきましたが、今回調査が終了したことによりその結果に基づき予算が計上されています。事業費は増加しましたが、県の負担分が増加したため町の負担が減っていることは、町財政にとって好条件になったといえると思います。本日の一般質問で現時点の事業費の総額が示されたところですが、以前から県との一体化事業として整備実施されるということをお聞きしてまいりまして、将来にわたって満足のできる施設となるよう希望するところであり、この補正予算はコロナ禍のなか、町民の生活維持向上に必要な不可欠で重要なものと理解していますので、本予算を早期に執行され、コロナ禍でさまざまな困難に直面されている方々の支援や、道の駅瑞穂再整備事業の早期着手を望むものであります。こうしたことから議案第107号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第11号に、私は賛成をいたします。議員の皆様にはどうか御賛同いただきますようお願い申し上げます、賛成討論といたします。

●石橋議長（石橋純二） 反対討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はございませんか。

（「ありません」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 無いようでございますので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第107号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、議案第107号、令和3年度邑南町一般会計補正予算第11号について、につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 日程第4 委員会提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決 ）

●石橋議長（石橋純二） 日程第4、委員会提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決にはいります。発委第7号、地方の情報インフラ整備の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者からの趣旨説明を求めます。

●平野総務教民常任委員長（平野一成） 議長。

●石橋議長（石橋純二） 平野総務教民常任委員会委員長。

（委員長登壇）

●平野総務教民常任委員長（平野一成） 意見書の提出について申し上げます。発委第7号。令和3年12月16日。邑南町議会議長、石橋純二様。提出者、総務教民常任委員会委員長、平野一成。地方の状況インフラ整備の充実を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第3項の規定により提出いたします。提案理由、口頭をもって説明いたします。別紙、意見書案がございます。この概略を御説明を申し上げたいと思います。これは島根県町村議会議長会より、各市町議会の意見書提出につき求められたもので、総務教民常任委員会で協議をいたし、全員賛成で発委するものであります。意見書の概略ですが、政府は現在地方創生の取り組みを進めているところでありますが、様々なインフラ整備は東京を拠点に継続的に生み出されおり、財政の厳しい離島・中山間地域においては、その整備はままならない状況にあります。情報インフラは、これからの地方創生に欠かせないナショナルミニマムであり、国家論の中に明確に位置付け、国が責任をもって整備すべきである、として意見書を提出いたします。議員の皆様には御一読いただき、御賛同をお願いするものであります。以上でございます。

●石橋議長（石橋純二） 以上で提出者からの説明は、終了いたしました。ここで、暫時休憩とさせていただきます。

—— 午後 3時 4分 休憩 ——

( ただいま暫時休憩を取りましたので、この時間を利用して意見書をお読みください。 )

—— 午後 3時 5分 再開 ——

●石橋議長（石橋純二） 再開をいたします。これより質疑に入ります。本件に対する質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●石橋議長（石橋純二） これより討論に入ります。はじめに、反対討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 賛成討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。発委第7号に賛成の方の挙手を求めます。

●石橋議長（石橋純二） はい、全員賛成。したがって、発委第7号、地方の情報インフラ整備の充実を求める意見書の提出についてにつきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### ( 日程第5 閉会中の継続審査または継続調査について )

●石橋議長（石橋純二） 日程第5、閉会中の継続審査または継続調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査または継続調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査または継続調査に付することに、ご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査または継続調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

（ 閉会宣告 ）

●石橋議長（石橋純二） 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●石橋議長（石橋純二） 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、令和3年第9回邑南町議会定例会を閉会といたします。御苦勞さまでございました。

—— 午後 3時 8分 閉会 ——